

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 (基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備)等に対する 意見募集の結果及び情報通信行政・郵政行政審議会からの答申

総務省は、先般、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）等に対する意見募集を行いました。

本省令案等のうち、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問事項（令和8年2月20日諮問第3208号）について、本日、同審議会から答申を受けましたので、答申並びに提出された意見及びそれに対する考え方を公表します。

総務省では、本意見募集の結果、本答申等を踏まえ、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の整備を速やかに行う予定です。

1 背景

本件は、令和7年5月に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を改正し、ユニバーサルサービス制度の見直しを行ったことを踏まえ、改正後の電気通信事業法の施行に向けた規定の整備等のため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の改正等を行うものです。

改正の概要は、別紙1のとおりです。

2 意見募集の結果及び答申

総務省は、令和8年2月20日（金）、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）について、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しました。

当該省令案等（情報通信行政・郵政行政審議会への諮問事項以外の事項も含む。）について、令和8年2月21日（土）から同年3月23日（月）までの間、意見募集を行ったところ、4者から意見の提出がありました。

答申並びに諮問事項に対して提出された意見及びそれに対する考え方（諮問事項以外の事項に対して提出された意見及びそれに対する考え方も含む。）は別紙2のとおりです。

3 今後の予定

総務省は、本意見募集の結果、本答申等を踏まえ、速やかに電気通信事業法施行規則等の整備を行う予定です。

4 資料の入手方法

報道資料については、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課(中央合同庁舎2号館10階)において閲覧に供するとともに配布することとします。

【関連リンク】

○新規制定・改正法令・告示 法律

https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html

公布日「令和7年5月28日」

法律名「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）」

○「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」—情報通信審議会からの一次答申—（令和8年2月17日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_04000855.html

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）等に対する意見募集（令和8年2月20日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000583.html

【連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担当：上田係長、半田官

電話：03-5253-5978

E-mail：univ[atmark]ml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止対策のため「@」を

「atmark」と表示しています。送信の際に

は、「@」に置き換えてください。